

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年5月24日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第48号

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年新潟県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(条例別表第1の規則で定める事務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う<u>行政手続</u>における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第15条各号に掲げる事務に準ずる事務とする。</p> <p>6～10 (略)</p> <p>(条例別表第2の規則で定める事務及び情報)</p> <p>第4条 条例別表第2の規則で定める事務は、生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う<u>行政手続</u>における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「省令」という。）<u>第44条各号</u>に掲げる事務に準ずる事務とする。</p> <p>2 条例別表第2の規則で定める情報は、生活に困窮する外国人であって省令<u>第44条第1号</u>に規定する要保護者等に準ずる者に係る<u>同号ハからホまで、リからルまで、ワからヨまで、ノ及びク</u>に掲げる情報並びに<u>同号ヲ</u>に掲げる情報に準ずる情報とする。</p> <p>(条例別表第3の規則で定める事務及び情報)</p> <p>第5条 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は、省令<u>第44条各号</u>に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、同条第1号に規定する要保護者等に係る<u>同号ウ及びキ</u>に掲げる情報とする。</p> <p>2 条例別表第3の2の項の規則で定める事務は、省令<u>第127条各号</u>に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、同条第1号に規定する要支援者等に係る<u>同号ウ及びキ</u>に掲げる情報とする。</p> <p>3 条例別表第3の3の項の規則で定める情報は、生活に困窮する外国人であって省令<u>第44条第1号</u>に規定する要保護者等に準ずる者に係る<u>同号ウ及</u></p>	<p>(条例別表第1の規則で定める事務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う<u>行政手続</u>における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第15条各号に掲げる事務に準ずる事務とする。</p> <p>6～10 (略)</p> <p>(条例別表第2の規則で定める事務及び情報)</p> <p>第4条 条例別表第2の規則で定める事務は、生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う<u>行政手続</u>における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「省令」という。）<u>第19条各号</u>に掲げる事務に準ずる事務とする。</p> <p>2 条例別表第2の規則で定める情報は、生活に困窮する外国人であって省令<u>第19条第1号</u>に規定する要保護者等に準ずる者に係る<u>同号ニからリまで、ルからワまで、ム及びキ</u>に掲げる情報並びに<u>同号ヌ</u>に掲げる情報に準ずる情報とする。</p> <p>(条例別表第3の規則で定める事務及び情報)</p> <p>第5条 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は、省令<u>第19条各号</u>に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、同条第1号に規定する要保護者等に係る<u>同号ナ及びラ</u>に掲げる情報とする。</p> <p>2 条例別表第3の2の項の規則で定める事務は、省令<u>第44条各号</u>に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、同条第1号に規定する要支援者等に係る<u>同号ナ及びラ</u>に掲げる情報とする。</p> <p>3 条例別表第3の3の項の規則で定める情報は、生活に困窮する外国人であって省令<u>第19条第1号</u>に規定する要保護者等に準ずる者に係る<u>同号ナ及</u></p>

びに掲げる情報とする。

びに掲げる情報とする。

附 則

この規則は、令和6年5月27日から施行する。